

議案第 87 号

安中市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例に
ついて

安中市職員の育児休業等に関する条例を次のように改正する。

令和 7 年 9 月 2 日 提出

安中市長 岩 井 均

安中市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

安中市職員の育児休業等に関する条例（平成１８年安中市条例第３６号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第１９条第１項及び第２項」を「第１９条第１項から第３項まで及び第５項」に改める。

第８条中「及び勤務日ごとの勤務時間」及び「（次条第１項において「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）」を削り、「を除く」の次に「。次条において同じ」を加える。

第９条の見出し中「部分休業」を「第１号部分休業」に改め、同条第１項を次のように改める。

育児休業法第１９条第２項第１号に掲げる範囲内で請求する同条第１項に規定する部分休業（以下「第１号部分休業」という。）の承認は、３０分を単位として行うものとする。

第９条第２項及び第３項中「部分休業」を「第１号部分休業」に改め、同条の次に次の４条を加える。

（第２号部分休業の承認）

第９条の２ 育児休業法第１９条第２項第２号に掲げる範囲内で請求する同条第１項に規定する部分休業（以下「第２号部分休業」という。）の承認は、１時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第２号部分休業を承認することができる。

（１） １回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数

（２） 第２号部分休業の残時間数に１時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数

（育児休業法第１９条第２項の条例で定める１年の期間）

第９条の３ 育児休業法第１９条第２項の条例で定める１年の期間は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

（育児休業法第１９条第２項第２号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定

める時間)

第9条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として
条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間と
する。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じ
て得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第9条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又
は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による
申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定によ
る変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期
に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第10条第1項中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業」
に改める。

第11条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第11条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例
で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日か
ら令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこ
の条例による改正後の安中市職員の育児休業等に関する条例第9条の4の規定の適用
については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同
条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

(安中市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

- 3 安中市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成18年安中市条例第189号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「6歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に、「一部」を「全部又は一部（2時間を超えない範囲内又は1年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内の時間に限る。）」に改める。